

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を開催し、市内公共交通の課題を把握し、必要な調査による適切な事業を実施する中で、地域世帯負担金の拠出を含めた財源の検討などを進め、地域が継続的に事業を実施できるかどうかの検討を行った。

また、総合事業計画で実証運行の実施を計画している2地区(中里地区、諏訪地区)について、本格運行に向けた実証運行の計画実施に向け、地域コミュニティ等との合意形成を図った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

《パートナーシップ協定方式の導入/実証運行(諏訪地区)》

総合事業計画において、パートナーシップ協定方式の実証運行を10月頃から開始する予定で進めていたが、実証運行後に継続して維持していける運行計画を策定するため、地域、バス事業者に加え、学識経験者の意見を取り入れながら慎重に協議をおこなった。結果、実証運行の開始は遅れたが、地域の意向を十分に取り込んだ運行計画を策定することができた。

取りまとめた運行計画については、12月の法定協議会で了承され、実証運行の開始時期を2月上旬することとした。

《日立市地域公共交通の導入/実証運行)》

○中里地区における実証運行

地域住民が設立するNPO法人による実証運行を行い、併せて「費用の分担」について地域内の合意形成を図る事業として計画に位置づけている。平成20年10月1日から調査事業による実証運行を実施、平成21年4月1日から計画事業としての実証運行開始、7月1日からは地域が設立したNPO法人が実証運行を行っている。

デマンド方式で1日4便運行しており、平成21年4月から平成21年12月までの利用人数は4,410人だった。

費用の分担についても、地域住民の理解が得られ、運行主体のNPO法人の会費という形での地域負担の仕組みが確立された。

○諏訪鉦山地区における実証運行

諏訪地区のパートナーシップ協定方式による実証運行の地域協議の中で、同一地区内の公共交通不存地区である諏訪鉦山地区の取組も今年度実施したいとの要望があり、次年度計画事業を前倒して検討を進めた。

同一地区内で実施されるパートナーシップ協定方式の実証運行と合わせて、2月から実証運行を実施することについて地域とも合意が得られ、12月開催の法定協議会で2月上旬から実証運行を実施する運行計画が了承された。

《新たな需要開拓のための路線バス実証運行》

総合事業計画において8月1日から開始する予定だったが、路線バス事業者から実施見送りの申し出があった。

12月の第2回法定協議会で今年度の実施を見送ることでも了承されたが、会議の中で平成22年度は着手してほしいとバス事業者に対しての要請があった。

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

日立市地域公共交通の導入／実証運行(中里地区)

中里地区で地域住民が設立するNPO法人による実証運行は、利用者数(1日当たり)の調査と、住民満足度調査で事業評価を行うこととしており、利用者数で事後評価を行った。

(評価結果12.0人/日 評価基準11.0人/日クリア)

住民満足度調査はH20.12に実施した調査事業の住民調査で、74.6%の世帯がデマンドタクシーの必要性を感じ、運行継続を希望している。

また、6月に中里地域の全集落で実施した地区懇談会では、実証運行について、地域住民の生活の足を確保する事業として好評を得ており、世帯負担金に対する各世帯の理解も得られた。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

日立市地域公共交通の導入／実証運行(中里地区)

中里地区で地域住民が設立するNPO法人による実証運行で利用者の利用目的を調査し、主に地域の高齢者の通院、買物や地域の拠点である交流センターでの行事参加に利用されていることを確認した。

高齢者等の生活の足を確保するという目標達成のために適切な事業であると判断される。

《主な利用目的》

交流センターでの行事参加 41.7%、通院 23.7%、買物9.5%

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

日立市地域公共交通の導入／実証運行(中里地区)

中里地区の実証運行については、本格運行に向け、課題であった地域負担(世帯負担)の仕組みが確立され、課題のひとつが解決された。

運行主体のNPO法人が聴取した利用者から要望事項について、その実現可能性を検討し、可能なものについては今後の実証運行の中で地域と協議していくこととしている。

- ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

日立市地域公共交通の導入／実証運行(中里地区)

中里地区の実証運行については、年間(H20.10.1～H21.9.30)の利用者数が5,569人で、高齢者の通院や地域行事への参加時の利用が確認される等、一定以上の効果が現れている。

さらに小学生・中学生の通学利用など、より多くの住民に利用してもらうため、運行時間の見直しを行った。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

中里地区及び諏訪地区での平成22年度の実証運行は、総合事業(計画事業)による国の補助のほか、日立市からの補助により事業を進めていくことで関係者の合意がなされている。国、市に対し平成22年度の計画事業実施に向けての予算要望等の手続を行っている。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

日立市地域公共交通の導入／実証運行(中里地区)

中里地区コミュニティ主催の行事への活用など地域住民が利用促進を検討している。

運行主体であるNPO法人が中里地区の各世帯から会費を徴収し、デマンドタクシーの運行経費の一部に充てる地域負担の仕組みについての合意が得られた。

- ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

中里地区においては、総合事業(計画事業)による実証運行終了後に、市補助のほか地域の各世帯の協力を求めることを検討し、地域が設立したNPO法人の会費を運行経費の一部に充てることについて地域と合意が得られた。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

平成20年3月制定の法定協議会の設置要綱で協議事項は、次のように規定されており、計画事業の進め方、実施状況について、適時会議を開催し、審議する体制となっている。

- (1) 市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市の公共交通のあり方に関する事項
- (3) 地域公共交通の運行計画等に関する事項
- (4) 連携計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には、公募委員のほか日立市民の各団体から法定協議会の構成員を選出するなど、住民の意見が反映できる仕組みをとっている。

コミュニティ推進協議会、交通安全母の会、高齢者政策推進会議、公募委員

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

計画事業を実施するに当たり、適切に開催されている。

第1回法定協議会では、前年度の事業実績の報告及び今年度の事業計画について審議された。

第2回法定協議会では、計画事業に位置付けた実証運行の実施計画案及び計画事業の一部変更について審議された。

第3回法定協議会では、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び事後評価について審議された。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

資料の公開請求があった場合は、日立市公文書公開条例に準拠し、公開することとしている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

第2回法定協議会において、計画事業の一部変更を審議して平成22年度以降の計画事業について了承され、事業実施の合意が得られている。

翌年度に実証運行を予定している地域の係者とは、総合事業計画に位置付けられた事業実施についての合意が得られている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。